

令和6年度ホーバークラフト認知度向上のための情報発信業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度ホーバークラフト認知度向上のための情報発信業務委託

2 委託業務の目的

令和6年秋から本格的な運航開始を予定しているホーバークラフトの導入による大分空港の利便性向上を国内外に広く周知するとともに、国内唯一となるホーバークラフトの希少性やアクティビティとしての魅力を観光素材として活用し、大分県への誘客を促すため、プロモーションを実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 映像コンテンツの制作

ア ホーバークラフトを活用した大分空港の利用を促すための動画を制作するため、関連施設や人物等の取材及び撮影を行う。取材対象は大分県との協議により決定する。

(取材対象 例)

- ・ホーバークラフト（船内を含む）
- ・ホーバークラフト旅客ターミナル
- ・ホーバークラフト旅客ターミナル設計者
- ・ホーバークラフト運航事業者

イ 取材及び受託者独自の映像により、ホーバークラフトを活用した大分空港のプロモーション動画を作成し納入すること。

ウ 15秒（1本）、30秒（1本）の動画を日本語版、英語版で制作すること。その他必要なメディアに応じて協議の上、制作すること。

エ 作成する映像は、インターネット上の配信サービス（YouTube等）でも配信可能なデータ形式とする。あわせてDVD原盤を1枚納品するものとする。（コピーガード処理を行わず、コピー可能なもの）

オ 映像コンテンツの納期は、日本語版は6月末日まで、英語版は7月末日までとする。

(2) ホーバークラフトを活用した大分空港の利用を促す施策

ア クーポンやプレゼントなど、ホーバークラフトを素材として活用し、大分空港の利用を促すような仕掛けを実施すること。なお、クーポン等のインセンティブにかかる費用は本業務の予算内で見込んでおくこと。

イ ホーバークラフトの運航開始および上記施策に関するランディングページを制作すること。ランディングページ内に施策の申込みページを制作すること。

(3) 広告配信業務

ア 大分空港に就航している空港がある地域（東京、名古屋、大阪）や海外を主な配信エリアとし、SNSを用いて4（1）で制作した動画を用いた広告配信を行うこと。

また、遷移先は、4（2）で制作したランディングページでも可とする。配信エリアについては、このほか効果的なエリアがあれば提案すること。

イ 別途、4（2）を周知するため、効果的なプロモーションを実施すること。

ウ 広告配信時期については、ホーバークラフト運航開始前と、4（2）の施策にあわせた時期とすること。

エ 広告配信の効果や改善方法について分析を行い、報告書を作成すること。

（4）シャトルバスラッピングのデザイン制作、取付及び撤去

ア ホーバークラフト運航開始（本年秋季予定）に併せて、大分駅とホーバーターミナル（西大分）間を運行するシャトルバス車両（中型バス2台）のデザインを提案するとともに、バスへのラッピング取付や撤去を含め、バスラッピングの一切の業務を行うこと。なお、ラッピング広告は、フルラッピング広告とし、全てのガラス部分には表示しないこととし、広告期間はシャトルバス運行期間（3ヶ月程度）とする。

5 成果物

（1）受託者が制作した成果物等の著作権は、すべて大分県に帰属する。

（2）本業務において制作した映像コンテンツ、撮影した写真については、事業終了後速やかにデジタルデータで大分県に納品すること。

（3）制作した成果品の使用期間について制限を設けないこと。本業務において撮影した写真等については、大分県ホームページほか大分県が認める媒体に掲載するため、あらかじめ関係者に了承を得ること。

（4）上記以外に実施可能な提案があれば、あわせて提案を行うこと。

6 その他

（1）受託者は、契約締結後に業務実施計画書（任意様式）を提出し、業務の進め方について委託者と協議するものとする。

（2）業務の実施にあたっては、委託者と十分協議のうえ、その指示及び監督を受けること。

（3）受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

（4）業務の実施に当たり発生した事故等は、受託者の責任において対処すること。

（5）仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定するものとする。

（6）専任の担当者を配置し、大分県との打合せ等に担当者等を出席させること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとるとともに、大分県から派遣要請があった場合には、2日以内に担当者を派遣すること。

（7）企画提案等の内容について、大分県と委託候補者との協議により、修正できるものとする。

（8）事業の工程を明らかにしたスケジュールを作成すること。なお、校正・確認には十分な時間を確保すること。

（9）本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権とその他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

（10）本委託業務にかかる一切の経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。